

介護職員等処遇改善加算についての情報公開

◇介護職員等処遇改善加算について◇

「介護職員等処遇改善加算」とは、介護人材確保及び離職防止のための賃金引き上げを目的としているもので、介護事業所が一定の要件を満たせば、所定の加算率を乗じた額が介護報酬に加算される制度です。

この制度は、平成 23 年度まで実施されていた「介護職員処遇改善交付金」を引き継ぐ形で平成 24 年度から運用が開始され、その後の介護報酬改定の際には、昇給に繋がるキャリアアップの仕組みの構築により介護職員の資質向上を行うことや、職場環境の改善を行い介護人材の定着を図ることなどを目的に加算を拡充しています。

さらに 令和元年には、経験・技能のある介護職員への処遇改善に重点化した「介護職員等特定処遇改善加算」、令和 4 年には月次の処遇改善が重視された「介護職員等ベースアップ等支援加算」が上乘せる形で創設されました。

そして 令和 6 年 6 月からは、この 3 つの加算が「介護職員等処遇改善加算」として一本化され、加算率の引き上げが行われています。

◇介護職員等処遇改善加算取得状況◇

事業所	サービス種別	介護職員等処遇改善加算
ふくし百選 デイサービス金沢	地域密着型通所介護 介護予防型通所サービス 基準緩和型通所サービス	加算Ⅱ

◇介護職員等処遇改善加算に対する取り組み◇

次の要件を満たし、加算Ⅱを取得しています。

1. 月額賃金改善要件

項目	要件
月額賃金改善要件Ⅰ	新加算Ⅳ相当の加算額の 2 分の 1 以上を、月給（基本給又は決まって毎月支払われる手当）の改善に充てること。
月額賃金改善要件Ⅱ	要件の適用を受けない。 （旧処遇改善加算を算定しており、かつ、旧ベースアップ等加算を算定している）
月額賃金改善要件Ⅲ	令和 5 年度から継続して旧ベースアップ等加算を算定する事業所において、令和 5 年度以前からの賃金改善の取組の継続を誓約していること。

2. キャリアパス要件

項目	取り組み内容	
キャリアパス要件Ⅰ	イ	介護職員の任用における職位、職責又は職務内容等の要件を定めている。
	ロ	イに掲げる職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系を定めている。
	ハ	イ、ロについて就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての介護職員に周知している。
キャリアパス要件Ⅱ	イ	介護職員の職務内容等を踏まえ、介護職員と意見交換しながら、資質向上の目標及び①②のうち少なくともいずれかに関する具体的な計画を策定し、研修の実施又は研修の機会を確保している。

		① 資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供又は技術指導等を実施するとともに、介護職員の能力評価を行う。 ② 資格取得のための支援の実施 →各種資格取得試験日は勤務扱いとし、受験料や交通費を支給する。
	□	イについて、すべての介護職員に周知している。
キャリアパス要件Ⅲ	イ	介護職員について、経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けている。 ・経験に応じて昇給する仕組み ・一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組み
	□	イについて、すべての介護職員に周知している。
キャリアパス要件Ⅳ		経験・技能のある介護職員のうち1人以上は、賃金改善後の賃金額が年額 440 万以上である
キャリアパス要件Ⅴ		当加算において該当なし （サービス提供体制強化加算Ⅱを算定。（介護福祉士の割合が50%以上））

3. 職場環境等要件

届出に係る計画の期間中に、以下の取り組みを実施します。

区 分	取 り 組 み 内 容
入職促進に向けた取り組み	職業体験の受入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力度向上の取組の実施
資質の向上やキャリアアップに向けた支援	研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動
両立支援・多様な働き方の推進	子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指す者のための休業制度等の充実、事業所内託児施設の整備
	職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備
	有給休暇が取得しやすい環境の整備
	業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実
腰痛を含む心身の健康管理	短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施
	雇用管理改善のための管理者に対する研修等の実施
	事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備
生産性向上のための業務改善の取組	5S 活動(業務管理の手法の1つ。整理・整頓・清掃・清潔・躰の頭文字をとったもの)等の実践による職場環境の整備
	業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減。
やりがい・働きがいの掲載	ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善
	地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上に資する、地域の児童・生徒や住民との交流の実施
	利用者本位のケア方針など介護保険や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供
	ケアの好事例や、利用者やその家族からの謝意等の情報を共有する機会の提供
【見える化要件】ホームページへの掲載	職場環境等要件の24項目のうち、実施する取組項目の「介護サービス情報公表システム」（「事業所の特色」欄）での選択
	職場環境等要件の24項目のうち、実施する取組項目の自社のホームページへの掲載